

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当該事業年度における主な業務成果・業務実績は次のとおりです。

アウトカム指標	令和7年度実績
(1) 治療就労両立支援センターの運営 治療と仕事の両立について支援した罹患者に対し、病院、職場及び両立支援コーディネーターそれぞれの対応に関するアンケートを行い、病院、職場及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制が有用であった旨の評価を対象者の90%以上から得る。	有用であった旨の評価：96.8%
(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 ①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き80%以上確保する。	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合：92.3%
②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの3施設平均で80%以上の満足度を確保する。	3施設平均の満足度：88.1%
(3) 総合せき損センターの運営 ①外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合：88.0%

的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を引き続き 80%以上確保する。	
②入院患者に対する患者満足度調査において、医療リハビリテーションセンター・せき損センターの 3 施設平均で 80%以上の満足度を確保する。	3 施設平均の満足度：88.1% ((1) ②と同様)
(4) 労働安全衛生総合研究所の運営 ①第 5 期中期目標（5 年間で 50 件）の達成に向けて、調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数を引き続き 10 件以上とする。	労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数：15 件
②吸入ばく露試験等の成果を国内外に発信し、有害性評価の進展に資する。	吸入ばく露試験等の結果は学会発表(第 42 回日本毒性病理学会（令和 8 年 1 月 23 日）演題「アシルアルコールの rasH2 遺伝子改変マウスを用いた吸入がん原性試験の腫瘍発生」、第 73 回日本職業災害・医学会学術大会（令和 7 年 11 月 2 日）演題「F344 ラットにおける酸化チタンナノ粒子吸入暴露によるじん肺病変」などを含め計 20 件）等を行うことで成果の普及を図っている。
(5) 産業殉職者慰霊事業 来堂者、遺族等の満足度調査で、平均 3.0 点以上を得る。	来堂者、遺族等の満足度調査：3.6 点

(2) 自己評価各業務（セグメント）ごとの具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書を御覧ください。

令和7年度項目別評価総括表

(単位：百万円)

項目	評価(※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
＜労災病院事業＞	A	326,163
＜治療就労両立支援事業＞	A	1,331
＜専門センター事業＞	B	9,524
＜労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等＞	A	3,845
＜労働災害調査事業＞	A	74
＜化学物質等の有害性調査事業＞	B	716
＜産業保健活動総合支援事業＞	A	6,027
＜未払賃金立替払事業＞	B	9,938
＜納骨堂の運営事業＞	A	108
＜特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務＞	B	12,188
II 業務運営の効率化に関する事項		
＜業務運営の効率化に関する事項＞	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
＜財務内容の改善に関する事項＞	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
＜その他業務運営に関する重要事項＞	B	

(※) 評価の説明

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。
A：所期の目標を上回る成果が得られている。
B：所期の目標を達成している。
C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
評価(※)	A	—	—	—	—

(※) 評価の説明

- S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。
A：所期の目標を上回る成果が得られている。
B：所期の目標を達成している。
C：所期の目標を下回っており、改善を要する。
D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算と決算との対比

要約した決算報告書

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	計			
	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	12,078	12,078	-	
施設整備費補助金	5,452	5,138	△ 313	
その他の国庫補助金	19,351	23,724	4,373	賃上げ・物価上昇に対する支援事業費等 国庫負担（補助）金等の増
民間借入金	-	-	-	
求償権回収金	1,574	2,039	465	大型事業に係る回収による増
貸付金利息	2	2	0	
貸付金回収金	3	3	△ 1	
業務収入	332,281	315,601	△ 16,679	
受託収入	42	56	14	受託業務の増
業務外収入	4,151	8,814	4,663	雑収入等の増
計	374,934	367,455	△ 7,479	
支出				
業務経費	402,698	348,819	△ 53,879	
本部業務関係経費	805	716	△ 89	嘱託人件費等の減
病院業務関係経費	314,788	303,843	△ 10,945	
施設業務関係経費	14,881	14,668	△ 213	
賃金授護業務関係経費	15,309	13,017	△ 2,292	未払賃金立替払額の減
産業保健業務関係経費	4,850	4,408	△ 443	
石綿給付業務関係経費	52,065	12,167	△ 39,897	
施設整備費	5,452	5,138	△ 313	
受託経費	42	44	2	
借入金償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	17,634	17,934	300	
計	425,826	371,935	△ 53,891	

12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	247,834	流動負債	58,119
現金・預金	153,593	運営費交付金債務	402
医業未収金	49,683	預り補助金等	3,544
その他（流動資産）	44,558	買掛金・未払金	42,899
固定資産	282,963	その他（流動負債）	11,275
有形固定資産	269,186	固定負債	221,844
投資有価証券等	1,001	資産見返負債	11,100
未払賃金代位弁済求償権	3,713	特定石綿給付金等基金預り金	100,605
退職給付引当金見返	8,625	リース債務	1,031
その他（固定資産）	439	引当金	
		退職給付引当金	107,466
		その他（固定負債）	1,642
		負債合計	279,963
		純資産の部	
		資本金	153,785
		政府出資金	153,785
		資本剰余金	58,996
		利益剰余金	38,054
		純資産合計	250,835
資産合計	530,798	負債純資産合計	530,798

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 損益計算書上の費用	371,436
医療研究事業費	343,818
未払賃金立替払業務費用	9,808
特定石綿給付金	12,158
一般管理費	3,681
臨時損失	1,854
その他	117
II その他行政コスト	3,778
減価償却相当額	1,667
減損損失相当額	2,086
除売却差額相当額	25
III 行政コスト	375,215

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用(A)	369,582
業務費	343,818
人件費	133,508
材料費	96,213
減価償却費	19,514
その他	94,584
未払賃金立替払業務費用	9,808
特定石綿給付金等	12,158
受託経費	42
一般管理費	3,681
人件費	1,663
減価償却費	250
その他	1,768
財務費用	21
その他	55
経常収益(B)	368,687
補助金等収益等	46,169
自己収入等	314,992
受託収入	56
その他	7,470
臨時損益(C)	△ 1,851
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	73
当期総損失(B-A+C+D)	△ 2,673

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	153,785	57,977	40,800	252,562
当期変動額	-	1,020	△ 2,746	△ 1,727
その他行政コスト	-	△ 3,778	-	△ 3,778
当期純利益	-	-	△ 2,746	△ 2,746
その他	-	4,798	-	4,798
当期末残高	153,785	58,996	38,054	250,835

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	6,764
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 96,084
人件費支出	△ 138,910
未払賃金立替払業務による支出	△ 11,885
給付金等支払金による支出	△ 12,158
運営費交付金収入	12,078
補助金等収入	26,141
自己収入等	323,960
その他の収入・支出	△ 96,376
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 60,871
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 1,850
IV 資金増加額（又は減少額）(D=A+B+C)	△ 55,956
V 資金期首残高 (E)	152,200
VI 資金期末残高 (F=D+E)	96,243

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高	96,243
定期預金	57,350
現金及び預金	153,593

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和7年度末現在の資産合計は 530,798 百万円と、前年度比 18,137 百万円減(3.3%減)となっています。

これは、特定石綿被害建設業務労働者等の給付金等の支払 12,158 百万円により現金及び預金が 153,594 百万円と前年度比 16,206 百万円減となったことが主な要因です。

(負債)

令和7年度末現在の負債合計は 279,963 百万円と、前年度比 16,410 百万円減(5.5%減)となっています。

これは、特定石綿被害建設業務労働者等の給付金等の支払に係る特定石綿給付金等基金預り金が前年度比 11,695 百万円減となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト

令和7年度の行政コストは、損益計算書上の費用として 371,436 百万円、その他行政コストとして 3,778 百万円となり、375,215 百万円となっています。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和7年度の経常費用は 369,582 百万円と、6,741 百万円減(1.8%減)となっています。

これは、特定石綿給付金等が 12,158 百万円と、前年度比 5,140 百万円減となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和7年度の経常収益は 368,687 百万円と、前年度比 3,469 百万円増(0.9%増)となっています。

これは、賃上げ・物価上昇支援事業等のその他補助金収益が 12,763 百万円と前年度比 6,450 百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産売却損、固定資産除却損、減損損失を 1,854 百万円、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 3 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 73 百万円計上した結果、令和6年度の当期総損失 9,377 百万円から令和7年度の当期総損失 2,673 百万円となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和7年度の純資産は、当期純損失の計上等により 250,835 百万円と、前年度比 1,727 百万円減(0.7%減)となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 6,764 百万円と、前年度比 5,561 百万円増となっています。

これは、国庫納付金の支払額が 5 百万円と前年度比 18,254 百万円の減となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△60,871 百万円と、前年度比 116,354 百万円減となっています。

これは、労災病院事業に係る有形固定資産取得による支出が△23,343 百万円と前年度比 9,979 百万円の増となったこと、定期預金の増減額が△39,750 百万円と前年度比 96,920 百万円の減となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△1,850 百万円と、前年度比 629 百万円増となっています。

これは、リース債務の返済による支出が前年度比 629 百万円減となったことが要因です。

14 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

（１）リスク管理の状況

当機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康安全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の推進に関する事項（業務方法書第 68 条）>

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置しております。令和 7 年度においては、10 月に開催しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第 72 条、第 73 条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果に基づき必要があると認めたときは、報告書に意見を付すことができることとしています。

また、機構は事務及び事業の適正かつ効率的、効果的運営を図ることを目的として内部監査室を設置し、内部監査を実施するとともに監査終了後にその結果を遅滞なく文書で理事長に報告することとしています。加えて、監査結果に対する改善措置状況についても理事長に報告することとなっています。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 75 条）>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置、入札・契約手続運営委員会の設置、公正入札調査委員会の設置等に関する規程等を整備するとともに、随意契約の要件等を会計細則に定めています。

令和 7 年度においても契約監視委員会を定期的に行い、個々の契約案件の事後点検を行っています。

<予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第 76 条）>

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして各事業の中間実績を踏まえた執行状況の確認と年間見込を 12 月の理事会で諮るなどの予算管理を行っており、また、積算した次年度の予算計画については、3 月末の理事会で予算計画として承認を行っています。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和17年	東京市芝区（現 東京都港区）に産業安全研究所開設
昭和24年	小倉市（現 北九州市小倉南区）に日本初の労災病院となる九州労災病院開設 以降、各地に労災病院開設 運営は財団法人「労災協会」が受託
昭和31年	「労働省設置法」により、職場における労働者の安全と健康を様々な観点から総合的に調査・研究するため、労働衛生研究所開設
昭和32年	「労働福祉事業団法（昭和32年法律126号）」により、労災病院等を統一的、効率的に運営するため、労働福祉事業団設立
昭和35年	東北労災病院高等看護学院、関西労災病院高等看護学院（現・東北労災看護専門学校、関西労災看護専門学校）開設 以降、各地の労災病院 内に高等看護学院開設
昭和47年	業務災害及び通勤災害による殉職者の御霊を合祀するため、東京都八王子市に高尾みころも霊堂開堂
昭和51年	企業の倒産による不払賃金を救済するため、未払賃金立替払事業開始
昭和54年	総合せき損センター開設
昭和57年	日本バイオアッセイ研究センター設立「化学物質の有害性調査（がん原性試験）」（厚生労働省委託事業）開始
昭和62年	吉備高原医療リハビリテーションセンター開設
平成 5年	山形、栃木、愛知、兵庫、広島、福岡県に産業保健推進センター（現・産業保健総合支援センター）開設 以降、各都道府県に産業保健推進センター開設
平成16年	「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）」により、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施、未払賃金の立替払事業等、労働者の福祉の増進に寄与するため、労働者健康福祉機構設立
平成18年	産業安全研究所と労働衛生研究所が統合し、労働安全衛生総合研究所発足
平成26年	勤労者予防医療センターを「治療就労両立支援センター」に改組改変
平成28年	「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）」により、労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構発足 加えて、日本バイオアッセイ研究センター事業を業務に追加
令和 4年	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）」により、建設アスベスト給付金の支払業務

を追加

令和 6年 日本バイオアッセイ研究センター閉所 労働安全衛生総合研究所に
おいて、「化学物質等の有害性調査」開始

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号）

(3) 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室）

(4) 組織図

別紙 1 のとおり

(5) 事務所の所在地

別紙 2 のとおり

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

ア 労働者健康安全機構健康保険組合

当法人との関係

当機構は、健康保険組合の加入法人の一つであり、健康保険に加入する当機構の職員は全て健康保険組合の被保険者となっています。健康保険組合は、当機構を含む事業主と被保険者が納入する健康保険料を基に、当機構の被保険者等に保険給付等を行っています。

イ 労働者健康安全機構企業年金基金

当法人との関係

当機構は、労働者健康安全機構企業年金基金の加入法人の一つであり、厚生年金に加入する当機構の職員は全て労働者健康安全機構企業年金基金の加入員となっています。労働者健康安全機構企業年金基金は、当機構等の事業主が拠出する掛金を原資として加入員への年金等の給付を行っています。

詳細につきましては、附属明細書を御覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	665,760	620,635	567,062	548,935	530,798
負債	373,286	326,598	283,989	296,373	279,963
純資産	292,475	294,037	283,073	252,562	250,835
行政コスト	336,828	396,476	397,196	378,827	375,215
経常費用	331,803	389,286	394,230	376,323	369,582
経常収益	355,306	396,423	384,942	365,218	368,687
当期総利益	26,449	6,800	△ 7,194	△ 9,377	△ 2,673

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

ア 予算

(社会復帰促進等事業勘定)

(単位：百万円)

区別	合計
収 入	
運営費交付金	12,215
施設整備費補助金	3,863
その他の国庫補助金	20,011
民間借入金	—
求償権回収金	2,534
貸付金利息	1
貸付回収金	3
業務収入	324,857
受託収入	13
業務外収入	4,455
計	367,953

支 出	
業務経費	343,150
本部業務関係経費	764
病院業務関係経費	305,921
施設業務関係経費	14,712
賃金援護業務関係経費	16,542
産業保健業務関係経費	5,210
施設整備費	3,863
受託経費	8
借入金償還	—
支払利息	—
一般管理費	19,000
計	366,021

(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)

(単位：百万円)

区別	合計
収 入	
その他の国庫補助金	—
業務外収入	—
計	—

支 出	
業務経費	34,420
一般管理費	25
計	34,445

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

イ 収支計画

(社会復帰促進等事業勘定)

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	366,916
経常費用	366,359
医療研究事業費	351,806
給与及び賞与等	138,151
材料費	96,153
経費等	101,500
減価償却費	16,002
未払賃金立替払業務費用	11,524
一般管理費	3,009
給与及び賞与等	1,637
経費等	1,119
減価償却費	253
財務費用	13
その他の支出	8
臨時損失	557
収益の部	367,075
経常収益	367,072
医療事業収入	331,529
運営交付金収益	10,866
施設費収益	24
補助金等収益	19,517
寄附金収益	16
資産見返物品受贈額戻入	6
財務収益	490
その他の収入	4,624
臨時利益	3
純利益（△純損失）	159
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,033
総利益（△総損失）	3,192

(注) 計数は四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	34,445
経常費用	34,445
特定石綿被害給付金等	34,403
一般管理費	42
給与及び賞与等	25
経費	17
減価償却費	0
臨時損失	-
収益の部	34,445
経常収益	34,445
補助金等収益	34,445
財務収益	-
その他の収入	1
臨時利益	-
純利益（△純損失）	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	-

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

ウ 資金計画

(社会復帰促進等事業勘定)

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	477,857
業務活動による支出	358,896
投資活動による支出	64,267
有形固定資産の取得による支出	9,167
その他の支出	55,100
財務活動による支出	1,320
長期借入金の返済による支出	—
その他の支出	1,320
次年度への繰越金	53,374
資金収入	477,857
業務活動による収入	372,468
業務収入	332,657
運営費交付金による収入	12,215
国庫補助金による収入	21,836
未収財源措置予定額収入	—
その他の国庫補助金収入	21,836
その他の収入	5,759
投資活動による収入	58,963
施設整備費補助金による収入	3,863
その他の収入	55,100
財務活動による収入	—
長期借入金による収入	—
前年度よりの繰越金	46,427

(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払業務勘定)

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	60,211
業務活動による支出	34,445
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次年度への繰越金	25,766
資金収入	60,211
業務活動による収入	—
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	60,211

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

16 参考情報

(1) 財務諸表の科目の説明

ア 貸借対照表

<現金・預金>

- ・現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの

<医業未収金>

- ・医療事業収入に対する未収入額

<その他（流動資産）>

- ・現金・預金、医業未収金以外の有価証券、たな卸資産、未収金、貸付金など

<有形固定資産>

- ・土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

<投資有価証券等>

- ・満期保有目的の有価証券及び長期性預金

<長期貸付金等>

- ・融資資金貸付金及び援護資金貸付金のうち短期貸付金及び破産更生債権等以外の債権額

<未払賃金代位弁済求償権>

- ・未払賃金立替払事業に係る求償額

<退職給付引当金見返>

- ・財源措置されることが見込まれる退職給付引当金に見合う将来の収入額

<その他（固定資産）>

- ・有形固定資産、長期性預金、投資有価証券等、長期貸付金等、未払賃金代位弁済求償権、未収財源措置予定額、退職給付引当金見返以外の破産更生債権等などの長期資産及びソフトウェア、電話加入権など具体的な形態を持たない無形固定資産等

<運営費交付金債務>

- ・独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高

<預り補助金等>

- ・国、地方公共団体等から交付された補助金及び寄付金の債務残高

<買掛金・未払金>

- ・材料費に掲げる物品及び固定資産の取得価額、医療事業費（材料費を除く。）等に対する未支払額

<その他（流動負債）>

- ・運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金、借入金、買掛金・未払金以外の短期リース債務、預り金など

<資産見返負債>

- ・運営費交付金等を財源として取得した償却資産に対する負債

<特定石綿被害給付金等基金預り金>

- ・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金及び給付金等支払業務の執行に要する費用に充てるための資金

<リース債務>

- ・ファイナンス・リース取引により取得した資産に対する1年を超える未払債務

<引当金>

- ・将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するので、退職給付引当金等

<その他（固定負債）>

- ・資産見返負債、リース債務、退職給付引当金以外の負債額

<政府出資金>

- ・国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

<資本剰余金>

- ・国から交付された施設費や寄付金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

<利益剰余金>

- ・独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

イ 行政コスト計算書

<損益計算書上の費用>

- ・損益計算書における経常費用、臨時損失

<その他行政コスト>

- ・政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

<減価償却相当額>

- ・償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額

<除売却差額相当額>

- ・償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却損相当額及び売却益相当額

<行政コスト>

- ・独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

ウ 損益計算書

<業務費>

- ・独立行政法人の業務に要した費用

<人件費>

- ・給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等、独立行政法人の職員等に要する経費

<材料費>

- ・薬品費、診療材料費、給食原料費等の費用

<減価償却費>

- ・業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

<その他（業務費）>

- ・光熱水費、賃借料、雑役務費、業務委託費等の費用

<未払賃金立替払業務費用>

- ・未払賃金立替払事業に係る求償権償却引当金への繰入額

<特定石綿被害給付金等>

- ・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金及び追加給付金

<受託経費>

- ・石綿関連疾患診断技術研修事業等受託業務に要する経費

<財務費用>

- ・利息の支払に要する経費

<補助金等収益等>

- ・国、地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

<自己収入等>

- ・医療事業に係る収入

<受託収入>

- ・石綿関連疾患診断技術研修事業等の受託収入

<その他（経常収益）>

- ・財務収益、雑益

<臨時損益>

- ・非特定償却資産に係る固定資産の除売却損益及び減損損失等

<前中期目標期間繰越積立金取崩額>

- ・前中期目標期間繰越積立金の取崩額

エ 純資産変動計算書

<当期首残高>

- ・前年度の貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

<当期変動額>

- ・貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の当期変動額

＜その他行政コスト＞

- ・資本剰余金のうち、その他行政コスト累計額の当期変動額

＜当期総利益＞

- ・利益剰余金のうち、当期総利益の当期変動額

＜その他＞

- ・当期変動額のうち、その他行政コスト、当期総利益以外の要因で増減に影響を及ぼすものを累計した額

＜当期末残高＞

- ・貸借対照表の純資産の部に記載されている資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

オ キャッシュ・フロー計算書

＜業務活動によるキャッシュ・フロー＞

- ・独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

＜投資活動によるキャッシュ・フロー＞

- ・将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却による収入・支出、資産除去債務の履行による支出等

＜財務活動によるキャッシュ・フロー＞

- ・増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済、不要財産に係る国庫納付等による支出等

(2) その他公表資料等との関係の説明

ホームページでは、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

○当機構のホームページ

<https://www.johas.go.jp/>

○パンフレット（全体）

事業案内（右記参照）



独立行政法人労働者健康安全機構の組織

令和8年3月31日現在

本 部	労 災 病 院 (29ヶ所)	北海道中央労災病院 関東労災病院 関西労災病院 愛媛労災病院 釧路労災病院 横浜労災病院 神戸労災病院 九州労災病院 青森労災病院 新潟労災病院 和歌山労災病院 〈九州労災病院門司マリンセンター〉 東北労災病院 富山労災病院 山陰労災病院 長崎労災病院 秋田労災病院 浜松労災病院 岡山労災病院 熊本労災病院 福島労災病院 中部労災病院 中国労災病院 千葉労災病院 旭 労災病院 山口労災病院 東京労災病院 大阪労災病院 香川労災病院
	医療リハビリテーションセンター	吉備高原医療リハビリテーションセンター
	総合せき損センター	総合せき損センター (北海道せき損センター)
	委 託 病 棟	財団法人山梨厚生会山梨厚生病院
	看 護 専 門 学 校 (9ヶ所)	釧路労災看護専門学校 横浜労災看護専門学校 関西労災看護専門学校 東北労災看護専門学校 中部労災看護専門学校 岡山労災看護専門学校 千葉労災看護専門学校 大阪労災看護専門学校 熊本労災看護専門学校
	治療就労両立支援センター (9ヶ所)	東北労災病院治療就労両立支援センター 大阪労災病院治療就労両立支援センター 東京労災病院治療就労両立支援センター 関西労災病院治療就労両立支援センター 関東労災病院治療就労両立支援センター 中国労災病院治療就労両立支援センター 横浜労災病院治療就労両立支援センター 九州労災病院治療就労両立支援センター 中部労災病院治療就労両立支援センター
	労災疾病研究センター	労災疾病研究センター アスベスト疾患研究・研修センター
	産業保健総合支援センター (47ヶ所)	北海道産業保健総合支援センター 石川産業保健総合支援センター 岡山産業保健総合支援センター 青森産業保健総合支援センター 福井産業保健総合支援センター 広島産業保健総合支援センター 岩手産業保健総合支援センター 山梨産業保健総合支援センター 山口産業保健総合支援センター 宮城産業保健総合支援センター 長野産業保健総合支援センター 徳島産業保健総合支援センター 秋田産業保健総合支援センター 岐阜産業保健総合支援センター 香川産業保健総合支援センター 山形産業保健総合支援センター 静岡産業保健総合支援センター 愛媛産業保健総合支援センター 福島産業保健総合支援センター 愛知産業保健総合支援センター 高知産業保健総合支援センター 茨城産業保健総合支援センター 三重産業保健総合支援センター 福岡産業保健総合支援センター 栃木産業保健総合支援センター 滋賀産業保健総合支援センター 佐賀産業保健総合支援センター 群馬産業保健総合支援センター 京都産業保健総合支援センター 長崎産業保健総合支援センター 埼玉産業保健総合支援センター 大阪産業保健総合支援センター 熊本産業保健総合支援センター 千葉産業保健総合支援センター 兵庫産業保健総合支援センター 大分産業保健総合支援センター 東京産業保健総合支援センター 奈良産業保健総合支援センター 宮崎産業保健総合支援センター 神奈川産業保健総合支援センター 和歌山産業保健総合支援センター 鹿児島産業保健総合支援センター 新潟産業保健総合支援センター 鳥取産業保健総合支援センター 沖縄産業保健総合支援センター 富山産業保健総合支援センター 島根産業保健総合支援センター
	労働安全衛生総合研究所	労働安全衛生総合研究所
	納 骨 堂	高尾みころも霊堂

独立行政法人労働者健康安全機構施設一覧

本部	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
----	---------------------------------

○労災病院

施設名	所在地
北海道中央労災病院	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
釧路労災病院	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23
青森労災病院	〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1
東北労災病院	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
秋田労災病院	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30
福島労災病院	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3
千葉労災病院	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16
東京労災病院	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
横浜労災病院	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
新潟労災病院	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12
富山労災病院	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992
浜松労災病院	〒430-8525 静岡県浜松市中央区将監町25
中部労災病院	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6
旭労災病院	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61
大阪労災病院	〒591-8025 大阪府堺市北区長曽根町1179-3
関西労災病院	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
神戸労災病院	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23
和歌山労災病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1
山陰労災病院	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1
岡山労災病院	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
中国労災病院	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
山口労災病院	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4
香川労災病院	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1
愛媛労災病院	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27
九州労災病院	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1
九州労災病院門司メディカルセンター	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1

長崎労災病院	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5
熊本労災病院	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670

○医療リハビリテーションセンター

施設名	所在地
吉備高原医療 リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511

○せき損センター

施設名	所在地
総合せき損センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4
北海道せき損センター	〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1

○労災看護専門学校

施設名	所在地
釧路労災看護専門学校	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38
東北労災看護専門学校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10
千葉労災看護専門学校	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-13-2
横浜労災看護専門学校	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
中部労災看護専門学校	〒455-0018 愛知県名古屋港区港明1-10-5
大阪労災看護専門学校	〒591-8025 大阪府堺市北区長曽根町1180-15
関西労災看護専門学校	〒660-0064 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
岡山労災看護専門学校	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25
熊本労災看護専門学校	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1517-2

○治療就労両立支援センター

施設名	所在地
東北労災病院治療就労両立支援センター	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
東京労災病院治療就労両立支援センター	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院治療就労両立支援センター	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
横浜労災病院治療就労両立支援センター	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
中部労災病院治療就労両立支援センター	〒455-8530 愛知県名古屋港区港明1-10-6
大阪労災病院治療就労両立支援センター	〒591-8025 大阪府堺市北区長曽根町1179-3
関西労災病院治療就労両立支援センター	〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69
中国労災病院治療就労両立支援センター	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
九州労災病院治療就労両立支援センター	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1

○労災疾病研究センター

施設名	所在地
アスベスト疾患研究・研修センター	〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1-10-25

○産業保健総合支援センター

施設名	所在地
北海道産業保健総合支援センター	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F
青森産業保健総合支援センター	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F
岩手産業保健総合支援センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F
宮城産業保健総合支援センター	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F
秋田産業保健総合支援センター	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F
山形産業保健総合支援センター	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F
福島産業保健総合支援センター	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル10F
茨城産業保健総合支援センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F
栃木産業保健総合支援センター	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4F
群馬産業保健総合支援センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンター2F
埼玉産業保健総合支援センター	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3F
千葉産業保健総合支援センター	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F
東京産業保健総合支援センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F
神奈川産業保健総合支援センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F
新潟産業保健総合支援センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F
富山産業保健総合支援センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F
石川産業保健総合支援センター	〒920-0024 石川県金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢8F
福井産業保健総合支援センター	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F
山梨産業保健総合支援センター	〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2F
長野産業保健総合支援センター	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2F
岐阜産業保健総合支援センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 岐阜スカイウォークビルディング8F

静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F
愛知産業保健総合支援センター	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2F
三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F
滋賀産業保健総合支援センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル8F
京都産業保健総合支援センター	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5F
大阪産業保健総合支援センター	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9F
兵庫産業保健総合支援センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8F
奈良産業保健総合支援センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F
和歌山産業保健総合支援センター	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F
鳥取産業保健総合支援センター	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビルディング6F
島根産業保健総合支援センター	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7F
岡山産業保健総合支援センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12F
広島産業保健総合支援センター	〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5F
山口産業保健総合支援センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル4F
徳島産業保健総合支援センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F
香川産業保健総合支援センター	〒760-0050 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3F
愛媛産業保健総合支援センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F
高知産業保健総合支援センター	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3F
福岡産業保健総合支援センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県メディカルセンタービル1F
佐賀産業保健総合支援センター	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F
長崎産業保健総合支援センター	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3-5 建友社ビル3F
熊本産業保健総合支援センター	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F

大分産業保健総合支援センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 セラヴィ・みらい信金ビル6F
宮崎産業保健総合支援センター	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園3-1 矢野産業祇園ビル 2F
鹿児島産業保健総合支援センター	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F
沖縄産業保健総合支援センター	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F

○労働安全衛生総合研究所

施設名	所在地
清瀬地区	〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6
登戸地区	〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1
湘南地区	〒251-8555 神奈川県藤沢市村岡東2-26-1 湘南ヘルスイノベーションパークB44F

○納骨堂

施設名	所在地
高尾みころも霊堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992